

御前崎市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市の新たな財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、市の資産を広告媒体として活用する有料広告事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載の基準)

第2条 広告媒体の掲載基準については、御前崎市広告掲載基準（平成23年御前崎市告示第138号）の例による。

(広告媒体の種類)

第3条 広告掲載を行う広告媒体は、次に掲げる市の資産のうち、広告掲載が可能なものとする。

- (1) 市の印刷物
- (2) 市が所有する施設、備品等の財産
- (3) その他広告媒体として活用可能な市の資産

2 市は、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告掲載の優先順位)

第4条 掲載する広告の順位は、次に掲げるとおりとする。ただし、広告掲載料を定めずに広告を募集する場合は、この限りでない。

- (1) 市内に事業所を有するものの広告
- (2) 前号に掲げる広告以外の広告

2 前項本文の規定にかかわらず、広告媒体を所管する課は、別に広告掲載する広告の順位を定めることができるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、掲載料及び掲載期間その他掲載に関し必要な事項は、当該広告媒体を所管する課において定めるものとする。

2 前項の規定により定める掲載料は、類似広告の市場価格等を勘案し、決定するものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、公募とし、広報おまえざき又は市のホームページに掲載すること等により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、公募によらず、事業者への案内又は広告会社への広告掲載の募集の委託により、広告の募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望するものは、御前崎市広告掲載申込書（様式第1号）に広告原稿案、デザイン案等掲載しようとする広告の内容がわかるものを添えて、市長に提出しなければならない。

2 広告原稿案、デザイン案等は、掲載希望者の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第8条 市長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、第2条に規定する基準により広告掲載の適否を審査する。

2 市長は、前項の審査により、適当と判断された広告について掲載を決定する。この場合において、掲載希望者が広告募集の規定数を超えているときは、次に定めるところにより決定する。

(1) 第4条の規定による広告掲載の優先順位による。

(2) 前号の規定によっても決定することができないときは、抽選又はあらかじめ規定した方法による。

3 市長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、御前崎市広告掲載審査結果通知書（様式第2号）により、掲載希望者に通知しなければならない。

4 市長は、第1項に規定する審査に当たり、疑義が生じたときは、御前崎市広告審査委員会設置要綱（平成28年御前崎市告示第18号）に規定する御前崎市広告審査委員会に諮るものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに、広告掲載料を一括納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告の掲載を取り消すことができる。この場合において、これによって生じた損害に対しては、市はその責任を負わない。

(1) 広告主が広告掲載料を指定する期日までに納付しないとき。

(2) 広告主が市の信用を失墜させ、業務を妨害し、又は業務を停滞させる行為を行ったとき。

(3) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(4) 広告主が御前崎市広告掲載基準第2条各号のいずれかに該当したとき。

(5) その他市長が広告掲載が適切でないと判断したとき。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、御前崎市広告掲載取消決定通知書（様式第3号）により、広告主に通知しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第11条 広告掲載料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 広告主の責に帰さない事由により広告を掲載することができなくなったとき。

(2) その他市長が特に返還する必要があると認めたとき。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、市に対して、広告に関する損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の自らの責任及び負担において解決するものとする。

(物品による受入れ)

第13条 市長は、広告の掲載希望者が作成する封筒その他の広告が掲載された物品を受け入れることができる。

- 2 前項の規定による物品の受入れについては、市長がその可否を決定するものとする。
- 3 第1項の規定による物品の受入れについては、公募により行うことができる。この場合においては、この告示の規定を準用する。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、広告の掲載に関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

御前崎市広告掲載申込書

年 月 日

御前崎市長様

住所又は所在地

申込者 氏名又は名称

電話番号

下記のとおり、御前崎市
の広告の掲載を申し込み
ます。

記

- 1 広告の内容
- 2 業種
- 3 添付資料

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

御前崎市長

印

御前崎市広告掲載審査結果通知書

年 月 日付けて申込みのあった御前崎市 の広告掲載の可否について、下記のとおり審査結果を通知します。

記

- 1 広告の内容
- 2 広告掲載の可否（否の場合はその理由）
- 3 広告掲載期間
- 4 広告掲載料
- 5 広告掲載料の納入方法
- 6 御前崎市広告掲載要綱及び御前崎市広告掲載基準を遵守すること。

様式第3号（第10条関係）

第　　年　　月　　日　　号

様

御前崎市長

印

御前崎市広告掲載取消決定通知書

年　月　日付け　第　　号により決定した御前崎市　　の広告掲載について、下記の理由により取り消すことを決定したので通知します。

記

- 1 広告の内容
- 2 取消理由